

平成29年度第3回文京区文化財保護審議会 要点記録

*日 時	平成29年11月17日（金）午後6時00分～午後7時15分
*場 所	教育委員会室
*次 第	I 開会 II 議題 文京区指定文化財の追加指定について III その他 IV 閉会
*出席者	文化財保護審議会委員（谷川章雄、中村ひろ子、藤井英二郎、内田青蔵、副島弘道、佐藤信、岩淵令治） 事務局（山崎教育総務課長、小松文化財保護係長、川口文化資源担当室長、鈴木文化財保護係主事、町田文化財調査員）
*傍聴者	0人
*資 料	資料第1号 文京区指定有形文化財 指定説明書（案） 資料第2号 文京区指定有形文化財 指定説明書（案）

I 開会

II 議題

文京区指定文化財の指定について

胞衣塚碑（根津神社）について

事務局が資料第1号に基づき、指定説明書（案）の説明を行った。

《会 長》何かご質問、ご意見はございますか。

《委 員》追加指定の場合、（1）から（7）に追加するものを説明し、（8）変更事項と書くことは慣例ですか。

《事務局》慣例ではなくて、追加に関しては文京区では過去に1回あるだけです。

《委 員》（8）変更事項ですが、変更事項というよりも今度追加してこのように変わる、つまり変更後の名称とすれば良いと思います。

《事務局》分かりました。

《委 員》付の場合、付に点がついたりスペースあけたりしないのですか。

《事務局》これは前回、前々回の場合もスペースあけしていましたのであけます。

《委 員》概要に時代とありますが、時代とした時に年紀がないものは明治時代や平安時代と書きます。具体的な年紀があった場合どう書くか難しいですが、制作年代と同じ意味の時代だと思いましたが歴史ではどうですか。

《委 員》例えば元号で明治だと分かりますが、貞和3年は南北朝時代か室町時代なのかという問題があるので書いたほうが親切だと思います。

《委 員》その場合、例えば奈良時代と書き次に年号を書くのか、年号を書いてから「～時代」と書くのか。

《委 員》両方ありえます。あと追加したほうの付だけ員数を書くのは気になります。

《事務局》元の徳川家宣胞衣塚の指定の際、員数はないです。入れたほうが良いと思いま

すがどうしますか。(8)で名称および員数を以下のように変更するとなっているので、変更後のところに「徳川家宣胞衣塚1基、付 胞衣塚碑1基」と思いました。ご意見をお願いいたします。

《委員》(8)のところで名称および員数とあるので、それに含めれば「徳川家宣胞衣塚1基」、そこに「1基」を入れても良いのかもしれないです。

《委員》表題には付けていないのに、付だけ書くのはどうかと思ったのですが。

《委員》もう1つの考え方としては、下の胞衣塚碑の1基を取ってしまうかです。

《事務局》員数は。

《委員》上に揃えるのでしょうか。揃えてなしかどちらも付けるか。

《会長》もともと家宣の胞衣塚1基というのを入れなかった理由は何ですか。

《事務局》分からないですが、有形民俗文化財ということで言えば物ですので員数は付けたほうが良い時もあります。

《会長》それでは1基で、付も1基ということになりますますがよろしいですか。確認ですが時代のところはこのままで良いですか。

《委員》紀年銘というのは何時作られているか分からないと受け取られてしまうので、明治14年、1881年と書き明治時代は書かなくて良いと思います。

《会長》10月というのは取りますね。あともう1点、(8)の変更後の事項ですが。

《委員》変更後にどうなるのか、変更後の名称を明示した方が良いと思います。

《会長》それでは、変更後の名称および員数で良いですか。他にございますか。

《事務局》説明のところで「胞衣塚に関する資料は本資料のほか、わずかに『根津御宮記』のみ」と書いてあり、その後「胞衣塚の由緒を知ることができる唯一の現物資料」とありますが、現物資料は何を指しているのですか。

《事務局》『根津御宮記』は現物資料ではなくて、書写資料、写本ということです。

《事務局》あと唯一の資料と言い切ってしまうと大丈夫かなと思いました。

《委員》『根津御宮記』が写本ということは何処かに書いた方が良いと思いますが、何の写本ですか。

《事務局》いろいろな書付を文久元年にまとめ、門前の町人が写したと奥付に書いてます。

《委員》ただ胞衣塚の文章を書くときに文久で古いので、明治にこれを参照した可能性はあります。文久の時に根津神社の来歴を集め胞衣塚のことも書いてあるので、明治の頃にそれを参照して文章を構成した可能性はありますか。

《事務局》それはあります。

《委員》そうならば、「唯一の現物資料」というのは「後世のものとはいえ由緒を詳しく知ることができる資料で歴史的価値が高い」はどうですか。

《委員》「歴史的な価値が高い」ぐらいの方が良いかもしれません。

《会長》そうすると、先ほどの写本というのは入れますか。

《委員》なくても良いと思います。

《会長》「唯一の現物」を取り、「由緒を知ることができる資料であり」としますか。

《委員》「重要な」とか入れますか。

《会長》では、「唯一の現物」を「重要な」に直します。

《委員》説明の中で「付けたら」とありますが、名称では一文字で「付」です。

- 《委員》銘文の説明で「正面上部に二桁」とありますが、明治14年も算用数字ですので算用数字が良いと思います。
- 《会長》再確認しますが（5）の概要の銘文にある二行縦書きの二が算用数字、時代の明治時代は取り、「紀年銘：」もとります。それから10月もとります。「明治14年（1881）」が時代という表記になります。また説明の「由緒を知ることができる唯一の現物」の部分は「唯一の現物」を取り「重要な資料であり」に直します。「付れたり」の「けたり」もとります。（8）変更事項は、変更後の名称および員数に直し、変更前には1基は入れますか。
- 《事務局》変更前はないです。
- 《会長》ではなしということです。変更後の朧衣塚のところには1基という員数を入れます。その次に付のあと1字あけて、あとは一緒です。
- 《委員》説明で「明治14年在銘の本資料」と使っています。「在銘」はわりと一般的ですが、銘文の持っているものを在銘と言うのは正しいことですか。在銘とは銘が在るとは読めないですよ。
- 《委員》明治14年という年紀を銘文の中に有しています。
- 《委員》ここは明治14年の銘のあるなどのほうが後世の人は惑わされないと思います。
- 《会長》在銘という言葉はあることは確かですが、分かりやすいほうが良いので「銘がある」でどうですか。「明治14年の銘がある」になります。よろしいですか。他に何かありますか。では次に資料の第2号の説明をお願いいたします。

事務局が資料第2号に基づき、指定説明書（案）の説明を行った。

- 《会長》（8）は前にならって変更後の員数に直したほうが良いと思います。ご質問、ご意見はございますか。
- 《委員》（1）の資料名で掛軸「～」とありますが、今までもこのような形ですか。
- 《事務局》歴史館にある富士講関係資料は寄贈、寄託含めて数百点あり、文京ふるさと歴史館の年報第2号に目録化されています。平成18年に指定した際、この目録に載っている標記をそのまま使いました。
- 《委員》掛軸とか掛幅とか絵画の場合、指定名称には付けません。国指定の名称で掛軸は多いので名前を改めても良いですが、今までこうなっているのであれば踏襲するしかないと思います。一般に掛軸と使われますが、専門家は何か掛幅と言います。掛軸とか掛幅とかは他にも入っていますか。
- 《事務局》入っています。平成18年の指定時にその辺の議論は全くなかったのですが、1つは数百点のうちの21点を選んで指定したというような経緯も多少あると思います。ほんの一部なので、元の目録との突合せが、名称が変わるとつげにくくなります。
- 《委員》その都度考えた名称を付けていくのが一番良いと思います。昭和の指定時の名称、それに対し平成29年の指定時の方がきちんとした名前になっていると言ってしまうとそれですむと思います。
- 《事務局》平成7年に富士講の展覧会を行うにあたり多くの資料を一度に整理したのですが、当時の学芸員が名称を付けました。その目録を活かして21点の指定がな

され、その時も特に議論がなくてそのまま来ました。今回の指定で他の21点はそのようなものはあるのですか。

《事務局》あります。

《委員》それが分かっていたら良いと思います。今後整理する機会もあると思います。

《委員》参考文献でその目録を挙げたら良いと思います。あと参考文献の最初に黒い大きな丸は取っていただきたい、朧衣塚碑も同じです。

《会長》この黒丸は取り、参考文献に目録を追加ということでお願いいたします。他に何かございますか。

《委員》資料名「富士山彌陀三尊二猿」の「彌」ですが、現行通有の字体に変えることが正しいと思います。名称は易しい字が良いと思いますがいかがですか。

《事務局》これも目録のままです。ただ何故この字を使ったのか理由は分かりません。

《委員》朧衣塚碑の積文を作る時、基本的に現行の字体に直して書いているのですか。

《事務局》文字をおこしたときは彫られている字体で書き、読み下しは常用漢字です。

《委員》中世、近世では積文とかそこに書いてある何かを抜いてくるときは、わりと現行の時代に直すことが多いですがいかがですか。

《委員》固有名詞は確かに残します。直せということはありませんが、そちらのほうが優勢かもしれないです。

《会長》追加の資料名のところでこの字を使うと今後拘束しないですか。要するに旧字で表記されているのは全部旧字にしないと。

《委員》国指定で阿弥陀如来像というのは多数ありますが、正字を使った名称は1件もないです。

《委員》あと鍵括弧を使っているのが気になります。鍵括弧を使うのは本文がこう書いてあるという解釈なので、そうするとこの旧字が書いてあると思います。

《事務局》これを直すと富士講で影響するものが他にあります。

《委員》本当はこれ丸括弧なのですが、他が全部鍵括弧ならしょうがないですが。

《会長》どうしますか。

《委員》鍵括弧は他のこのようなものにも付いているわけですか。

《事務局》全部ではなくて掛軸に関して21点中7点はこの書き方をとっています。

《委員》直す場合、今度の変更後のところで、富士講関係資料のこれまでの名称から鍵括弧が外れるわけだから、厳密に言うと名称変更になるわけです。

《委員》でも、文字の問題だったら良いかなという感じがします。

《委員》書いていないことを表記するならあえて旧字の必要はないです。

《委員》掛軸で「彌」を使っているものは富士講関係しかないのですか。

《事務局》これだけです。

《事務局》仏像とかで指定している阿弥陀の弥は新字になっています。

《委員》それでは変えても良いような感じがします。それをわざわざ名称変更と名付けるか、今回から常用漢字化してしまうか。

《会長》指定した名称で新字が入って表記されているのなら、それに倣ったということにして、問題は鍵括弧をどうするかです。

《事務局》富士講関係資料はこれで追加すると22点ですが、500点ぐらいあるので、

そのままで良いかどうかは再検討する機会はずいぶん出てくる気はします。

《委員》文字だけは易しい文字にして、今後整理をする機会があれば良いと思います。

《会長》それでは鍵括弧は残して、この「彌陀三尊」の「彌」の字を易しい字に修正します。そうすると写真のキャプションのところにも「彌陀」が出てきますのでこちらも修正します。

《委員》途中の説明の中の印文のところ、浅間神社の「浅」が旧字になっています。

《会長》これはもともとですか。

《事務局》印文の字体というか。

《委員》この場合は印文だと思います。固有名詞は残すというのが慣わしなので、これは引用ですよ。だったら残しても良いと思います。

《会長》浅間神社に関してはそのままの文字を使い、富士山彌陀三尊二猿の「彌」の字を易しい「弥」にします。また写真のキャプションの「彌」の字も直していただきます。

《委員》ちなみに寄託資料とありますが富士神社だけですか。追加先の指定文化財では所有者に護国寺も入っていますが、この護国寺は地名ということですか。

《事務局》法人の護国寺です。この21点の所有者は3者でばらばらになっています。

《委員》そうすると写真の寄託資料は富士神社だけですか。

《事務局》そうです。

《委員》所有者が複数に分かれているものを1つの名称で指定するのは、ほとんど例を見ないので今後は気をつけたほうが良いと思います。それに関し寄託先が歴史館、写真には歴史館保管となっており、保管とすると管理団体などのイメージも持たれかねないのでこれも寄託にしたほうが良いと思います。

《会長》他にも寄託に直すということですか。

《委員》直したほうが良いと思います。文京ふるさと歴史館が保管していて、でも富士神社寄託資料でなくて富士神社ですか。

《事務局》そうです。

《委員》では富士神社で良いのではないですか。

《事務局》富士神社蔵ですね。

《会長》富士神社蔵で（文京ふるさと歴史館寄託）ということにしますがよろしいですか。他に何かございますか。それでは資料の第1号、第2号に関しては、今日の議論を踏まえて次の審議会までに修正をお願いいたします。

（了 承）

Ⅲ その他

（特になし）

Ⅳ 閉会

《会長》これをもって平成29年度第3回の文化財保護審議会は閉会とします。